

門真市埋蔵文化財発掘調査報告書 第10集
公益財団法人 大阪府文化財センター調査報告書 第272集

門真市

西三荘遺跡

松下幸之助 歴史館新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

門真市教育委員会
公益財団法人 大阪府文化財センター





序 文

本書は門真市大字門真で平成 28 年度に実施した松下幸之助 歴史館新築工事に伴う西三莊遺跡の発掘調査報告書です。

今回の調査では、近世の畠跡がみつかり、その後、洪水を契機として島畠が造られていることが明らかになりました。門真市は市域の大部分が標高 3 m 以下と低地であり、たびたびの洪水に見舞われていた地域もあります。しかし、低湿地の環境を生かし、近世には蓮根やクワイの栽培が広くおこなわれていました。また、今回みつかりました島畠は洪水を克服する手段であったと考えられ、環境を生かした人々の営みをみることができます。

こうした水郷農村の景観も、昭和 8 年、松下電気器具製作所の本社・工場が門真地区に移転、以後、周辺は大きく様変わりし、企業城下町として発展してきました。

西三莊遺跡は市内最古の縄文土器が出土したことで知られています。今回の調査では近世を遡る遺構の検出には至りませんでしたが、古代や中世の遺物が出土し、西三莊遺跡が複合遺跡であることを裏付けることができました。今後、周辺の調査で、実態が明らかになることを願います。

最後になりましたが、発掘調査の実施にあたり、文化財保護に対して多大なるご理解、ご協力を賜りましたパナソニック株式会社、調査にご指導、ご協力をいただきました門真市教育委員会、大阪府教育庁をはじめとする関係諸機関、炎天下の調査ならびに整理に従事された皆さまに感謝申し上げます。

今後とも文化財保護と活用に一層のご理解を賜りますよう、お願ひいたします。

平成 28 年 11 月

公益財団法人 大阪府文化財センター
理事長 田邊 征夫





例　　言

1. 本書は、大阪府門真市大字門真 1006 番地 1 に所在する西三莊遺跡 16-1 調査区の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査はパナソニック株式会社による松下幸之助 歴史館新築工事に伴い、株式会社竹中工務店 大阪本店の委託を受け、門真市教育委員会の監理のもと、公益財団法人 大阪府文化財センターが実施した。
3. 発掘調査、整理作業の受託契約、受託期間、及び実施体制については以下のとおりである。
受託契約名（仮称）R 100 プロジェクトに伴う西三莊遺跡の埋蔵文化財発掘調査
受託期間 平成 28 年 7 月 1 日～同 11 月 30 日
調査体制 門真市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習課
　　課長 牧齒友広　　課長補佐 前出博文　　副参事 藤田勇貴
　　公益財団法人 大阪府文化財センター
　　事務局次長 江浦 洋　　調整課長 岡本茂史　　調査課長 岡戸哲紀
　　調査課長補佐 三好孝一　　副主査 島崎久恵
4. 本書で用いた現場写真は調査担当者が撮影し、遺物写真については、写真室が担当した。
5. 発掘調査の実施に当たって、大阪府教育庁のご指導、ご協力を得た。
6. 現地調査に際しては、パナソニック株式会社のご協力を得た。
7. 本書の執筆及び編集は島崎が行った。
8. 本調査に関わる図面、遺物、写真などの資料は、門真市教育委員会に保管されている。

凡　　例

1. 標高は東京湾平均海面（T.P.）を用いた。
2. 座標は世界測地系を使用し、平面直角座標系第VI座標系に準拠する。座標単位は全てメートルである。
3. 本書で用いた北は全て座標北である。
4. 現地調査ならびに遺物整理の方法は、公益財団法人 大阪府文化財センターの定めた『遺跡調査基本マニュアル』2010 に準拠した。
5. 土色標記は小山正忠・竹原秀雄編『新版 標準土色帖』2013 年版農林水産省農林水産技術会議事務局監修・財団法人日本色彩研究所 色票監修に準拠した。
6. 遺構番号は調査区・遺構面・種類に関係なく、検出順にアラビア数字の通し番号を付与し、その後に遺構の種類を記した。
7. 各遺構図・実測図の縮尺は、それぞれの図に縮尺を明記したスケールを付している。
8. 遺物の実測図は瓦器、瓦質土器、黒色土器は断面にアミカケ、須恵器はベタ塗りで表した。
9. 掲載遺物に付した番号は、挿図、写真図版とも一致する。



目 次

序文

凡例

例言

目次

第1章 調査に至る経緯と経過	1
第1節 調査に至る経緯と経過	1
第2節 調査・整理の方法	2
第2章 位置と環境	4
第3章 調査成果	7
第1節 基本層序	7
第2節 遺構と遺物	8
第4章まとめ	18

挿図目次

図1 調査位置図	1
図2 地区割り図	3
図3 調査区配置図	3
図4 周辺の遺跡分布図	5
図5 調査区東西断面図	9・10
図6 調査区南北断面図	11・12
図7 第3層上面 平面図	14
図8 1高まり・戸溝 断面図	15
図9 出土遺物	17
図10 明治前期の西三荘遺跡周辺	18

本文挿入写真目次

写真1 洪水砂で埋まつた戸溝	13
写真2 シルトで埋まつた戸溝	13

図版目次

図版1 遺構（1）	図版4 遺構（4）
1. 調査地から東を望む	1. 東トレンド 北壁断面（南東から）
2. 第3層上面（西から）	2. 西トレンド 北壁断面（南西から）
図版2 遺構（2）	3. 西トレンド 北壁西端断面（南から）
1. 北トレンド・東西トレンド中央付近	図版5 遺構（5）
第3層上面（南から）	1. 北トレンド 東壁断面（北西から）
2. 西トレンド 第3層上面（北から）	2. 南トレンド 北半断面（北西から）
3. 南トレンド 第3層上面（北から）	3. 南トレンド 南半断面（北西から）
図版3 遺構（3）	図版6 遺構（6）
1. 崩の戸溝（南西から）	1. 北トレンド 第3層下面（南から）
2. 1高まり除去後（北東から）	2. 西トレンド 第3層下面（北西から）
3. 1高まり内 出土遺物	3. 南トレンド北側 第3層下面（西から）
4. 1高まり 断面（南東から）	図版7 出土遺物（1）
5. 崩の戸溝 断面（北から）	図版8 出土遺物（2）



第1章 調査に至る経緯と経過

第1節 調査に至る経緯と経過 (図1)

本調査はパナソニック株式会社による松下幸之助歴史館新築工事に伴うものである。調査地はパナソニック株式会社、先端研究本部が置かれる門真市大字門真地内に位置し、西三荘遺跡の範囲に含まれる。平成元年に今回の調査地から約230m北側の松下電工株式会社内で、事務所ビルの建設に先立つ試掘調査が実施され、中世の土器が出土したことから新たに周知された遺跡である。遺跡は北接する守口市にまたがっており、門真市側が西三荘遺跡、守口市側が八雲東遺跡となった。本調査では青磁碗や卒塔婆、柿経が出土した15世紀の土坑が検出され、墓もしくは墓地に関連したものと考えられている。その他、繩文時代～中世の遺物が多数出土した。遺物の多くは室町時代の洪水砂から出土しているが、遺存状況が極めて良好であることから、周辺から流されたものであることが指摘できる(註1)。

今回、松下幸之助歴史館新築工事に先立ち、門真市教育委員会、パナソニック株式会社、株式会社竹中工務店 大阪本店、公益財團法人 大阪府文化財センター(以下、当センター)の4者で協定を締結の後、平成28年6月30日、株式会社竹中工務店 大阪本店と当センターが委託契約を結び、門真市教育委員会の監理のもと調査を実施した。調査は工事予定敷地内を東西南北にトレンチ状の調査区を設定するもので、136m²を測る(図3)。

現地調査は平成28年7月1日～29日まで実施し、その後8月31日まで整理作業を実施、同年11月、本書の刊行をもって調査を終了した。

(註1) 門真市教育委員会・守口市教育委員会 1993年『西三荘・八雲東遺跡 発掘調査概要』

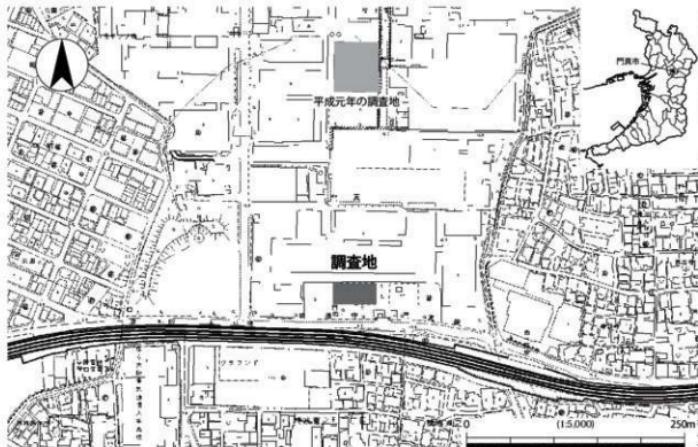


図1 調査位置図



第2節 調査・整理の方法（図2・3）

今回の調査地は門真市大字門真 1006 番地 1 に所在する。当センターでは、従来、大阪府下の全調査域を統一した基準で区画できるよう、世界測地系に基づく平面直角座標系第VI系を基準とした第I～VII区画までの6段階の地区割りを設定している（図2）。今回の調査区はI 6-9-11D・Eにあたる（図3）。

調査は建設予定地に幅2m（上端は3m）のトレンチを十字に設定して実施した。南北約24m、東西約52.5mを測る。トレンチの呼称は図3に示したように、東西南北とした。掘削土の仮置きなどの作業ヤード確保の為、北・東トレンチと西トレンチ東側、南・西トレンチ西側と大きく2ブロックに分割して調査を行った。調査は工事影響深度までとし、最大深度で現地表から約2.2mである。

現地調査では、基本的に表土・盛土及び昭和8年に建設された松下電気器具製作所（現在のパナソニック株式会社）の搅乱層を重機で除去したあと、人力による掘削作業を実施した。なお、この基礎は調査深度より深く及ぶものもあり、これらについては撤去せずに調査を進めた。人力掘削では、まず調査区内の堆積状況を把握するために、東西トレンチの北側、南北トレンチの東側にそれぞれ現地表から約2.2mの側溝を設け、その後、平面的な調査を実施した。主要な遺構面は平板測量により100分の1の平面図を作成した。また、調査地の堆積状況は20分の1の断面図を作成した。なお、これらの記録にあたっては、調査地北側の門真市街区基準点から設置された補助基準点を使用して、調査区内に作業点を設けて実施した。

土層断面や遺構等の写真は、35mmカメラ（白黒・リバーサルフィルム）及びデジタルカメラを用いて調査担当者が撮影した。全景写真や、重要な遺構等の撮影には6×7カメラ（白黒・リバーサルフィルム）を使用した。なお、全景写真は高所作業車を使用した。

調査期間中、現場詰所で遺物洗浄などの基礎的な整理作業を並行して実施した。

調査は平成28年7月29日に終了、最終調査面積は136m²である。発掘調査終了時には、門真市教育委員会の立会を受けた。

整理作業では現地調査で作成した各図面を精査し、トレスのうえ挿図を作成した。現地で撮影した写真は台帳を作成し、必要な写真を抽出、レイアウトをして本書に掲載した。出土した遺物は洗浄・注記後、重要なものを選別し、写真担当の職員が撮影したものを本書に掲載した。そのうち図化可能な遺物は実測図を作成した。本書で掲載した遺物の挿図は、その実測図をもとに作成したものである。最終的に遺物は、報告書掲載遺物とそれ以外とに分類して収納した。

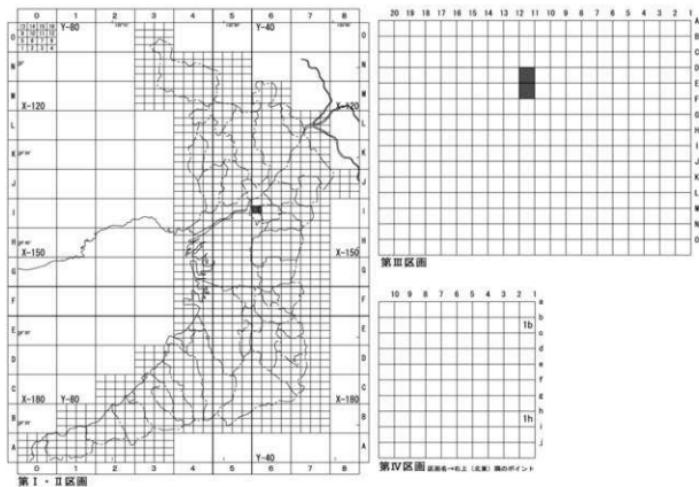


図 2 地区割り図

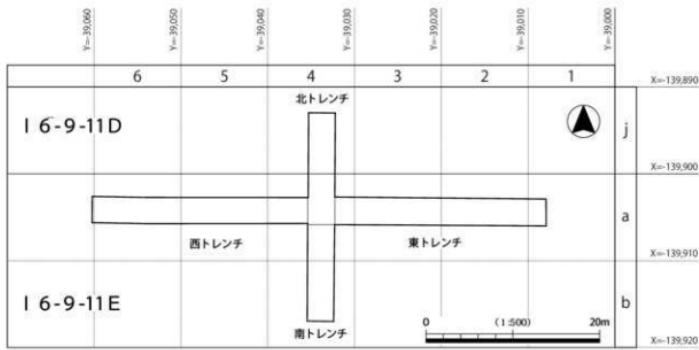


図 3 調査区配置図



第2章 位置と環境 (図4)

門真市は大阪府の北東部に位置している。東に生駒山系を望み、淀川左岸の沖積地に立地している。市域の大部分は海拔0～3m程度の低地となっており、北東には寝屋川が北西から南東方向に流れ、中央には古川が北西から南東方向に流れている。

門真市は縄文時代前期には縄文海進により河内湾の底であったが、その後の河川の沖積作用によって河内湾は汽水の河内潟、河内湖へと淡水化するとともに、堆積する土砂により陸地化し、深野池や新聞池などの池沼や大庭大窪湿地の低湿地がその名残をとどめた。市域では淀川左岸の守口市佐太付近から大阪市森小路付近に北東から南西方向に延びる自然堤防や、古川や、寝屋川に沿って途中途切れどころがあるものの、旧河川によって形成された自然堤防の高まりをみることができる。

このような環境の中、市域の遺跡の多くは北側の微高地に集中してみられる。西三荘遺跡も門真市北西端、旧淀川の形成した微高地及び後背湿地に位置している。以下、周辺の遺跡について概観することとする。

縄文時代

門真市域でまず、人々の生活の痕跡が確認できるのは、縄文時代後期に入ってからである。西三荘遺跡・八雲東遺跡（門真市・守口市）で北白川上層式Ⅲ期の深鉢・浅鉢が出土した。しかし、当該期は定住生活を営むものではなく、淀川の乾期に営まれる季節的な生活だったのではないかと考えられている。その他、市域の南部に位置する三ツ島西遺跡（門真市）では摩滅した縄文時代後期末～晩期（滋賀里I式ないしはII式）の土器が出土しており、周辺に集落の存在が考えられる。

弥生時代

弥生時代には遺跡数の増加がみられる。八雲遺跡（守口市）は中期の玉作り工房跡で、検出された住居跡の周囲からは、碧玉製の管玉の未完成品や石盤、石錐、石鋸などが出土している。

古川遺跡（門真市）では前期末～中期初頭の方形周溝墓群が検出され、また、大和田遺跡（門真市）では小型銅鏡が3個出土している。普賢寺遺跡（門真市）でも前期後半～中期の土器が出土しており、古川に沿った自然堤防上に集落が広がっているものと考えられる。上記の遺跡よりやや西の西三荘・八雲東遺跡でも中期前半～後期の土器が出土している。このように河内潟北岸の自然堤防上には集落がみられるものの、市域の大部分は未だ湿地の様相を示していたようで、定住できる環境は限られた範囲であったと考えられる。市域南部の三ツ島遺跡（門真市）では当該期のものとされるくり舟が出土しているが、その詳細は明らかではない。

古墳時代

古墳時代には普賢寺遺跡で市域初の古墳が発見された。6世紀初頭の円墳（普賢寺古墳）で、円筒埴輪や盾持人埴輪が出土している。北接する守口市では普賢寺古墳の北1kmの梶遺跡（守口市）で5世紀末～6世紀前半にかけて、帆立貝式の前方後円墳を含む3基の古墳がみつかっている。これより400m北東の大庭北遺跡（守口市）では6世紀後半の方墳が築かれている。いずれも低地部に築かれた古墳であり、群を構成することも考えられている。また、大庭北遺跡では5世紀末～6世紀初頭に掘削された幅5mを測る大溝がみつかっている。この大溝は淀川に向かって排水する機能を有するものとみられる。また、宮野遺跡（門真市）には記・紀に記された「茨田堤」と伝えられる堤の跡が残り、大

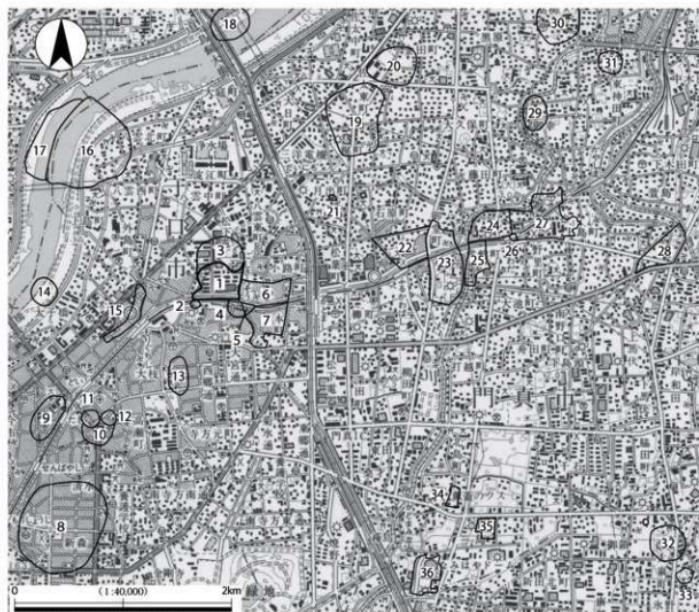
阪府の史跡に指定されている。この堤に関する、宮野遺跡の調査では室町時代の木組み列が検出されているが、築堤の時期を決定づける成果は現在のところみつかっていない。しかし、宮野遺跡では古墳時代中期～後期の土器や滑石製の有孔円盤など祭祀に関連した遺物も出土しており、この地での人々の活動を窺うことができる。こうした状況からは、5世紀末以降、この地域の低地開発が大規模に進められた可能性を考えることができよう。

古代

奈良時代には、橋波口遺跡（門真市）で8世紀の須恵器の甕を棺に転用した墓や、奈良時代末～平安時代初めごろの井戸、平安時代の祭祀遺構と考えられる灰の詰まった穴などが検出された。

中世

平安時代後期以降、市域では遺跡数がさらに増加し、西三荘遺跡・八雲東遺跡でも多くの瓦器椀、土



平成10年国土地理院発行1/50,000「大阪東北部」をベースに、大阪府地図情報システムの埋蔵文化財に基づき作成

1. 西三荘遺跡
2. 橋波西之町遺跡
3. 八雲東遺跡
4. 橋波東遺跡
5. 橋波口遺跡
6. 元町遺跡
7. 本町遺跡
8. 森小路遺跡
9. 文園町遺跡
10. 高瀬寺跡
11. 長池町遺跡
12. 馬場町遺跡
13. 東光町2丁目道路
14. 橋寺廻寺
15. 文禄堀道路
16. 八雲道路
17. 八雲北町地内遺跡
18. 和道道路
19. 旗道路
20. 大庭北遺跡
21. 月出町遺跡
22. 普賢寺遺跡
23. 古川道路
24. 常称寺道路
25. 横地道路
26. 大和田道路
27. 宮野道路
28. 果木道路
29. 中神田遺跡
30. 高柳遺跡
31. 神田東後遺跡
32. 御領遺跡
33. 水野遺跡
34. 三ツ島北道路
35. 三ツ島道路
36. 三ツ島西道路

図4 周辺の遺跡分布図



師器皿などが出土しており、室町時代の洪水によって流されてはいるが、鎌倉・室町時代の集落の存在が窺われる。また、青磁碗や卒塔婆、柿経が出土した15世紀の墓、あるいは墓地に関連する土坑が検出され、墓地であったと考えられている。その他、調査では地震の痕跡が確認され、慶長元年の伏見地震によるものと推測されている。

普賢寺遺跡では多数の瓦の他、銅製の六器などの仏具、柿経、絵馬が出土しており、平安時代後期～室町時代の寺院跡とされる。古川遺跡では中世の柱穴や井戸などがみつかり、本町遺跡（門真市）、宮野遺跡（門真市）や常称寺遺跡（門真市）でも中世の遺物が出土するなど、中世の集落が広がっていることがわかる。

また、これまで市域の北西部の微高地上に遺跡が集中していたが、市域北東部の旧寝屋川右岸の自然堤防上及び後背湿地に位置する巣本遺跡（門真市）でも集落が営まれるようになる。集落は生産域と居住域に区画され、堤や溝などを配して水害に備えている状況も明らかになった。また、中世寺院の存在を示す遺物も出土している。

市域南部の状況は不明な部分が多い。三ツ島西遺跡では先述のように摩滅した縄文土器が出土しているが、遺構、遺物は希薄で、近世の瓦生産に伴う粘土採掘坑とされる平行する溝がみつかり、三ツ島遺跡（門真市）では近世～近代の蓮根畠が検出されており、この地域は近世には蓮根畠として利用されていたのであろう。

蓮根やクワイの栽培は低温なこの地を代表する作物である。河内蓮根は『延喜式』に河内国からの貢進物の一つに挙げられる。江戸時代には、蓮年貢がかけられており、主要産物であったことがわかる。

〈主要参考文献〉

- ・大阪府教育委員会 1992年 『三ツ島西遺跡発掘調査概要・I』
- ・大庭北遺跡発掘調査団 1986年 『大庭北遺跡』
- ・門真市 1988年 『門真市史』 第1巻
- ・門真市 1992年 『門真市史』 第2巻
- ・門真市教育委員会 1999年 『古川遺跡 一（仮称）門真市保健福祉センター建設に伴う発掘調査報告書』門真市埋蔵文化財発掘調査報告書 第6集
- ・門真市教育委員会・守口市教育委員会 1993年 『西三荘・八雲東遺跡 発掘調査概要』
- ・門真市教育委員会 2000年 『普賢寺古墳 門真市石原東・幸福北土地区画整理事業に伴う発掘調査報告書』門真市埋蔵文化財発掘調査報告書 第7集
- ・財団法人 大阪府文化財調査研究センター 1997年 『三ツ島遺跡 一般国道1号バイパス（大阪北道路）建設に伴う門真市三ツ島地区埋蔵文化財確認調査報告書』
- ・財団法人 大阪府文化財センター 2008年 『巣本遺跡II 一般国道1号バイパス（大阪北道路）・第二京阪道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』（財）大阪府文化財センター調査報告書 第183集
- ・守口市教育委員会 1991年 『梶遺跡 市営住宅梶第一団地建替えに伴う埋蔵文化財発掘調査』
守口市埋蔵文化財調査報告書



第3章 調査成果

第1節 基本層序（図5・6、図版4・5）

表土、盛土、及び擾乱層を重機で除去した。表土は現地盤から約0.1mを測る。その直下には砂層を主体とした盛土層がある。層厚、約0.7mを測る。昭和18年に松下電気器具製作所の本社・工場が門真地区に移転しており、当調査地はその跡地にある。その際の擾乱層は調査区全域に及んでいる。東トレントで直線的に並ぶ松杭もこれに伴うものと考えられる。地下構造物など調査深度に達している部分もあり、この範囲に関しては構造物を残したまま調査を始めた。機械掘削の際には当時の建物に伴うと考えられる瓦片などがみられた。フランス瓦に類する洋瓦片もあり、当時の社屋を彷彿とさせるものである。この擾乱層以下は、南トレントの南半ではシルトブロックの盛土がみられた。昭和8年の工事に先立つ整地層であろうか。東トレントではわずかに細砂の薄層やこれを攪拌した耕作土がみられる。また、この砂層は管根状になっていた。近・現代の耕作土と考えられる。

上記より下層を人力掘削対象層として調査を行った。まず、現地盤よりマイナス2.2mを目安に土層の堆積状況を把握するため側溝を掘削した。調査区は上端で幅3m、南北約24m、東西約52.5mと細長いトレント状を呈しているが、堆積状況は場所によって大きく異なっていた。また、掘削した範囲では調査区全域でみられる鍵となる層は確認できない。Y=-39.030m付近で高まりがあり（1高まり）、それを境に西と東で大きく堆積状況が異なっている。東側は耕作土と考えられ、西側は盛土がみられた。耕作土は西側の盛土にすりついている。この状況から、調査地は西と東で大きく比高を有し、西側がいわゆる島畠として利用されていたと推測できる。以下、堆積状況について詳細を記す。

第1層は細砂混粘質シルトである。東トレントで確認することができる。3層に分けられる。上層は緑灰色の細砂混粘質シルトである。東端で残る。層厚0.2~0.4mを測る。中層は暗褐色の細砂混粘質シルトである。植物遺体層を多く含む。層厚0.3~0.4mを測る。下層は暗オリーブ灰色の細砂混粘質シルトである。層厚0.1~0.2mを測る。いずれも耕作土と考えられる。中層の暗褐色土の上面はほぼ水平であるが、下面是凹凸が著しいことから、溝状を呈する可能性も考えられた。そこで、一部ではあるが平面的に上層の下面で観察を試みたが、溝は検出できなかった。第1層内からは遺物の出土は少ないが、近世磁器が出土しており、近世の耕作土と考えられる。特に中層は植物遺体が多く残り、湿地状であったと推測できる。下面の凹凸が著しいのもこの結果であろう。一帯で多くみられた蓮根畠であろうか。東トレント以外では島畠となっており、耕作土である第1層は削平され残らない。

第2層は自然堆積層である砂層、及びその上部の島畠を形成する盛土層に相当する。近世。自然堆積層を第2~2層、盛土層を第2~1層と呼称することとする。まず、調査を始めた東トレントで、第1層より下層で自然堆積層である灰白色の粗~中砂層（第2~2層、図5~土層15）が確認できたため、これを境に下層を第3層とした。

第2~1層は盛土層で、1高まりより西側でみられる。層厚0.4~0.5mを測る。西トレントの擾乱を境に西と東で大きく違いが認められた。西側はシルト主体のブロック混合土で埋められており、東側は砂層主体となっている。

西側では植物遺体を多く含む灰黄褐色の細砂混粘質シルトを主体とするブロック混合土と暗緑灰色の



細砂混粘質シルトを主体とするブロック混合土が西から東に向かって互層となる。西端は粗砂～細礫を多く含むブロック混合土で埋め戻されている。これらの混合土には特徴的なブロックが含まれていた。図5-Bブロックとした暗青灰色の粗砂混中細砂のブロックである。他のブロックは耕作土を起源とすると考えられるが、Bブロックは耕作土以前の遺物包含層と考えられる。西トレーンチでは他のトレーンチに比して細片ではあるものの、遺物の出土が目立ち、特に中世のもののが多かった。そのことから、Bブロックは中世遺物包含層であったと考えられる。西から東に向かって盛土されていることから、調査区より西側に中世の遺物包含層があるものと考えられる。

一方、東側は東から西に向かって埋められている。図5の東西断面はちょうど、トレーンチが交わる部分にあたり、断面図の作成はできていないが、1高まり西側では粘質土を主体とするブロック混合土がみられ、さらに灰白色の粗砂主体の盛土で埋められている（図8参照）。図5-1土層11の厚い細～粗砂層も第2～1層に相当する。これらの砂層は第2～2層を母材とするものと考えられる。西側のシルト主体のブロック混合土の上部にも灰白色の粗砂がみられた（図5-1土層12）。この砂層とブロック混合土の間には土壤層が確認できないことから、土層12は自然堆積層ではなく、盛土と考えられ、土層11と同様の盛土である可能性も考えられるが、攪乱で分断されており断定できない。

第3層は灰色系の細砂混粘質シルトである。植物遺体を含む。白色粒を含むところもみられた。調査区北・西・南トレーンチでみられた近世の畠の作土に相当する。第3層以下は類似した灰色系の細砂混粘質土で、層境は非常に不明瞭であった。先述の1高まりの下部の第3層は、畠の作土層に比してやや暗色で下層との境界も比較的明瞭である。灰オリーブ色の細砂混粘質シルトで黒色の筋が層状に認められる。畠の作土層の下面でもわずかに黒い筋がみられる部分があり、これを境に第4層と区別した。層厚0.1～0.2mを測る。東トレーンチでは第1層に削平され、第3層は残らない。

第4層は第3層と類似した灰オリーブ色の細砂混粘質シルト層である。第3層に比してやや砂の含みが多い。

第2節 遺構と遺物

・第3層上面（図7・8、図版1～3）

第3層上面で畠を検出した。畠はY=-39.030より西側で検出した。これより東側は幅4mの高まり状を呈しており、耕作地を区画するものと考えられる（1高まり）。1高まりより東側は畠溝など検出できなかった。1段階階の耕作によって当該期の遺構は削平されたものと考えられる。

1高まりは高さ約0.2mを測る。灰色系の細砂混シルトを盛り上げている（図5-24～26）。高まりの上部及び、盛土内にはこれと並行するように板材が並んでいた（図版3-3）。上部の板材は2本が直線的に並んでおり、それぞれ9.2cm、厚さ2cm、幅9cm、厚さ3.9cmを測る。片面には樹皮が残る。盛土内で検出した板材は幅27cm、厚さ3.5cmを測り、上記よりも大きい材である。南北とも調査区外に延びており、長さ2m以上の板材である。他にも板材が1点出土した。高まりの補強のような性格が考えられる。

1高まりより西半では南北方向の平行する幅約0.4mの畠溝を28本検出した。畠は幅約0.4m、溝の底から0.15m前後の高さを有している。畠は東から西に向かって下降しており、高低差は0.25mを測る。途中攪乱が介在するため、詳細は不明であるが、徐々に傾斜するというより、畠溝十本程度を

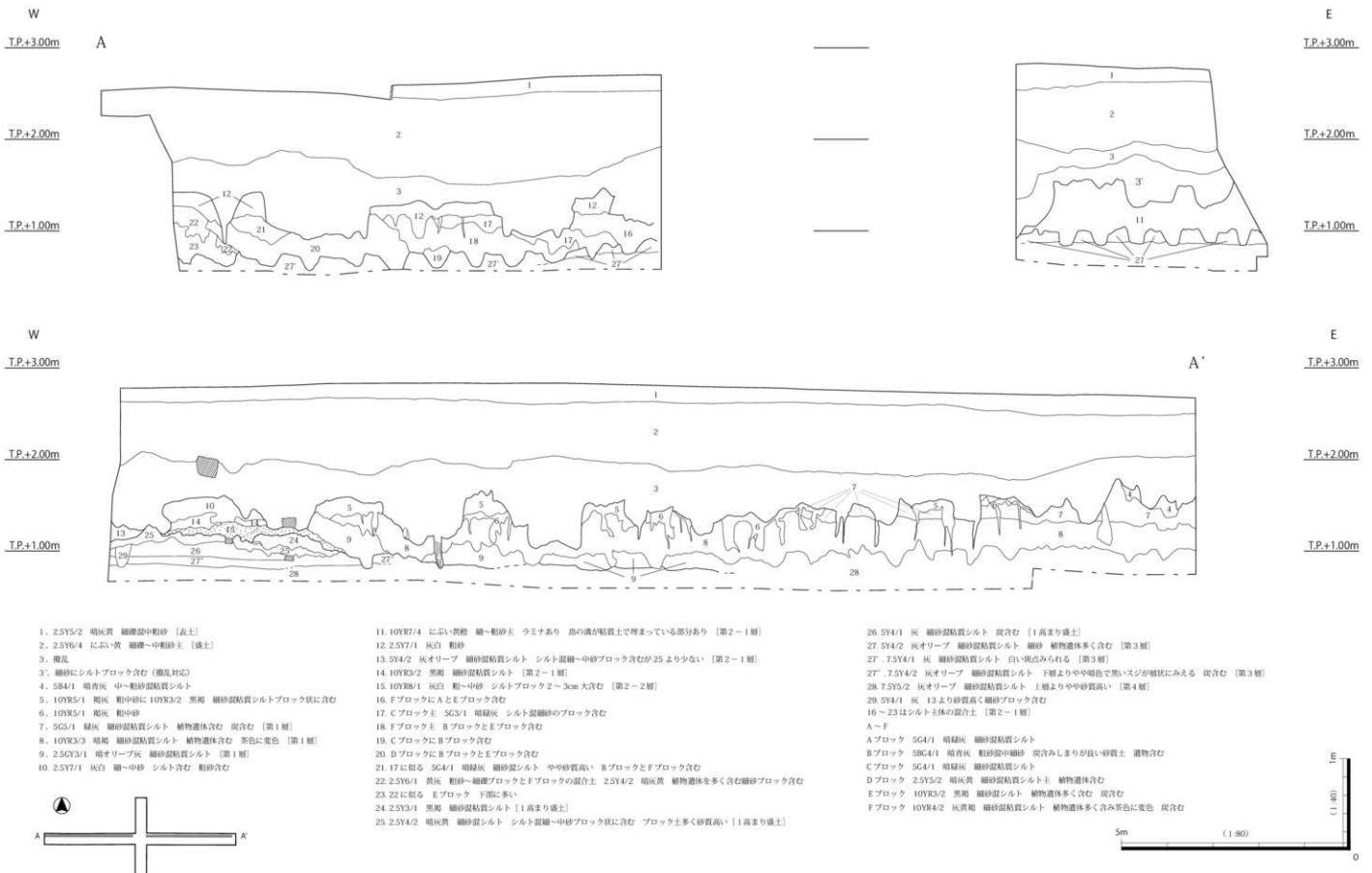
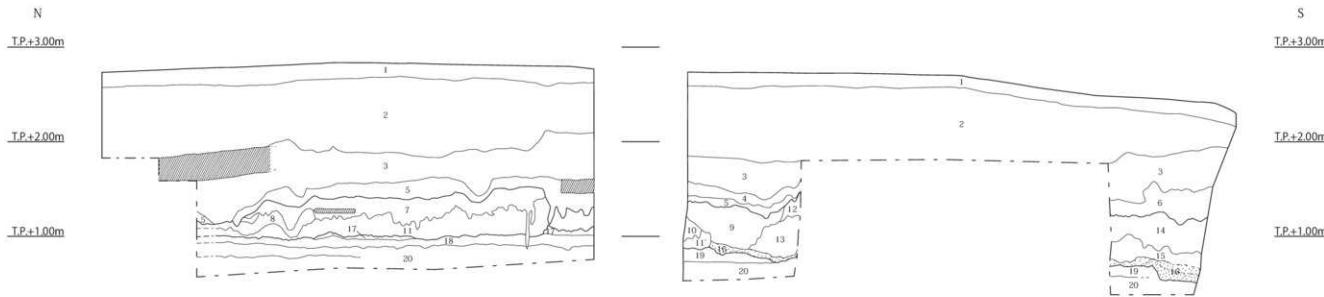


図5 調査区東西断面図





1. 表土
2. 塗土
3. 植生
4. 10YR8/1 黄白 粘砂土 細砂質シルトブロック含む
5. 10YR7/2 に沿る黒鉛 細砂 シルトブロック含む 及れる（難透水層）
6. 10YR5/2 黄黄褐 7.5YR5/2 黄白リーフ 細砂混シルトのブロック混合土 しまりの良い粘土質 細砂ブロック含む Fe 含む
7. 2.5Y7/1 黄白 一見砂質 ラミナあり シルトブロック含む 下部粘質シルトブロック多い [第2-1層]
8. 2.5Y4/2 黄灰 黃 細砂質粘土シルト [第2-1層]
9. 7.5YR0/1 明褐色・10YR7/1 黄白 粘砂土 5~20cmのシルトブロック含む [第2-1層]
10. 2.5Y6/1 黄灰 細砂 ラミナあり うと段な [第2-1層]

11. 5Y4/2 反オリーブ 細砂質粘土シルト シルト混雜~砂質プロック含む [第2-1層]
11. 7.5Y3/1 オリーブ シルト質中砂と 5G4/1 黄灰灰 細砂質粘土シルトのプロック混合土 [第2-1層]
12. 2.5Y4/1 黄灰 5G4/1 黄灰灰 細砂質粘土シルトのプロック混合土 細砂質混合土 [第2-1層]
13. 2.5Y4/1 黄灰 細砂質粘土シルトと 7.5YR7/1 明褐色 粘質のプロック混合土 シルトブロック多い [第2-1層]
14. 2.5Y7/2 反青 灰色と 2.5Y4/1 黄灰 黃質シルトのプロック混合土 %12 [第2-1層]
15. 2.5Y4/1 黄灰 細砂質粘土シルトと細砂ブロック状化含む %13 [第2-1層]
16. 10Y3/1 黄白 粘土 [第2-1層]
17. 2.5Y4/2 黄灰 細砂質シルト シルト混雜~砂質プロック状に含む [1高まり盛土]
18. 7.5Y4/2 反オリーブ 細砂質粘土シルト 上下層よりやや褐色で黒いスジ分層状にみえる 硬食む [第3層]
19. 5Y4/2 反オリーブ 細砂質粘土シルト [第3層]
20. 7.5Y5/2 反オリーブ 細砂質粘土シルト 上層よりやや砂質高い [第4層]

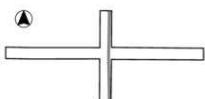


図6 調査区南北断面図





ひとまとめとして段差を有するものと考えられる。また、南北方向をみると、南に向かって下降し、約0.3mの比高を有している。西トレンチ西側の畝では根株の痕跡が認められた。畝に沿って2列に並ぶ（写真2）。東側では根株の痕跡は確認できなかった。後述するが、根株の痕跡が認められた範囲と上部の盛土の違いがほぼ一致しており、根株の有無は埋没状況の違いによって遺存状況が異なっている可能性が考えられる。

1高まりの盛土内からは堺すり鉢の体部片が出土している（図版3-3）。体部片のみであるため、時期の詳細は不明であるが、少なくとも18世紀後半以降の時期が与えられる。その他、盛土内からは、中世の土師器、須恵器片、近世陶磁器が出土している。中世の遺物は混入遺物と考えられ、1高まりは18世紀後半を廻らず、第3層上面は近世の畠であることが分かった。第3層からも肥前磁器碗の細片が出土している。

1高まり、及び高まりの西側の畝溝は砂層で覆われており、畠は洪水によって放棄されたものと考えられる（写真1）。1高まり上面は第2-2層である自然堆積層で覆われている（図8-1土層11）。調査当初は1高まりの西側の厚い砂層（図8-1土層8）と第2-2層を同一の砂層と考えておらず、図8-1土層9を高まりの拡張と考えていた。そのため、写真撮影の際には図8-1土層9を掘り残している。その後、1高まりの盛土を除去する段階で、再度、断面等を検証したところ、土層8はシルトブロックを多く含んでおり、自然堆積層ではなく人為的に動かされている土層で、第2-1層に含める方が妥当と判断した。南トレンチの東西断面などでもその状況は確認できる（図8・図版3-5）。また、西トレンチの東端の畝溝も薄く砂層が溜まった後にシルトで埋まり、その後厚い砂層で覆われている状況が認められた（図版4-2）。このことから、図5-1土層11の砂層もシルトブロック等はほとんど含まないが、第2-1層相当層と判断した。Y=-39,042m付近より西側の畝溝は砂では埋没しておらず、植物遺体が多く残った土で埋まっており、その後、シルト質のブロック混合土で埋め戻されている（写真2）。基本層序でも触れたように、西端の盛土には粗砂がみられた（図5-1土層22、図版4-3）。調査当初はこの粗砂を第2-2層の可能性を考え、西端を高まりと捉えて写真撮影を行ったが、粗砂は層状に肩部を覆うというよりブロック状になっており、これも第2-1層の一部であると判断した。

以上を整理すると、第3層上面の畠は洪水を契機に放棄され、その後、1高まりより西側は盛土によってかさ上げして島畠としている。盛土は西側がシルト質のブロック混合土を中心にし、東側の高まり付近はシルトと砂層のブロック、その後、砂層でかさ上げしている。この砂層は恐らく、洪水に伴って運ばれた砂層を寄せ集めたりしたものであろう。盛土の違いが島畠の拡張過程である可能性を考えた

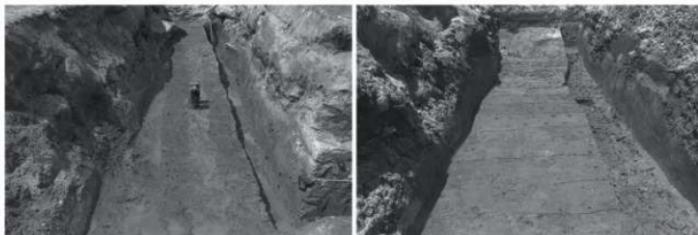


写真1 洪水砂で埋まつた畝溝

写真2 シルトで埋まつた畝溝

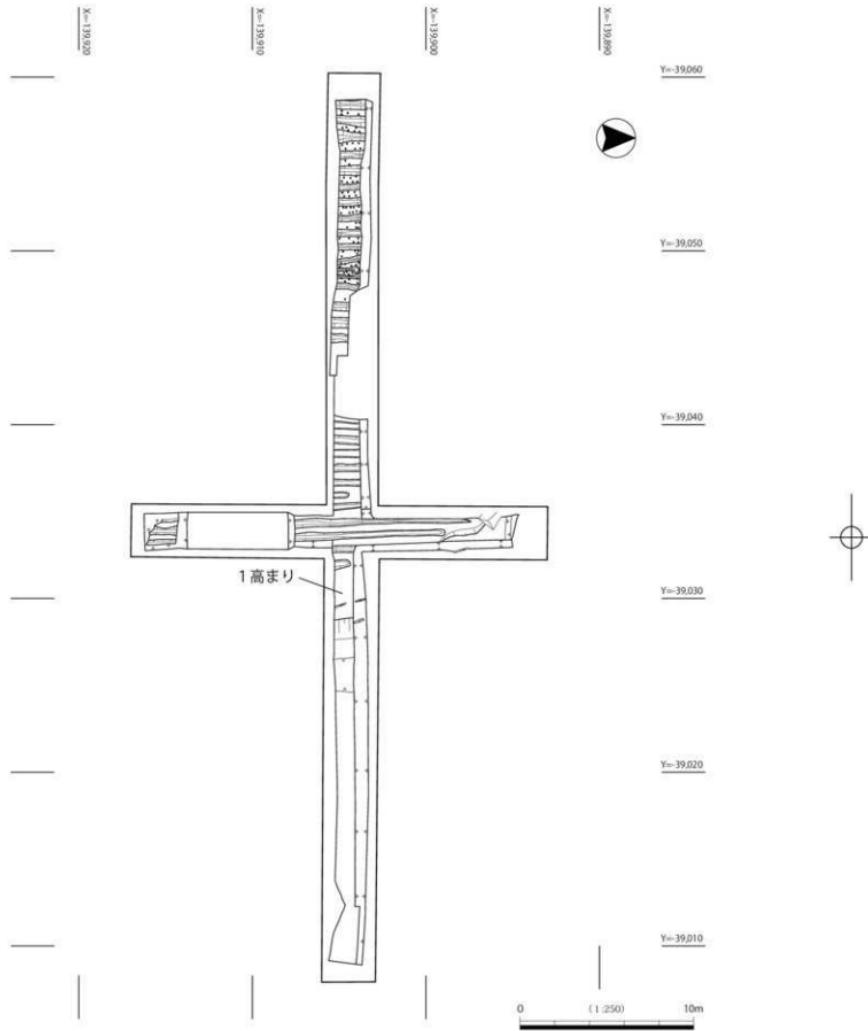


図7 第3層上面 平面図



が、対応する土壤層も確認できず、第2層を除去して検出した畠は同一面と考えられることから、一連の盛土と考えられる。1高まりより東側は盛土がみられず、水平に堆積した耕作土がみられることから、水田、あるいは蓮根畠として利用されていたものと考えられる。

砂層を主体とした盛土内からは遺物の出土は概して少なかったが、西トレンチのシルト質の第2～1層からは細片ながら比較的多くの土器が出土した。特に近世の遺物に混じって、中世の遺物が目立つ。他に古代の須恵器や土師器、黒色土器なども出土している。この範囲の盛土は、基本層序でも触れたように、遺物包含層ブロックを含む土砂を、西側から埋めている状況が確認できる。西側を掘削して盛土をしていると考えられることから、調査区の西側に中世や古代の集落等がある可能性が指摘できる。また、1高まり盛土内からも中世の遺物が混入しており、下層に中世の包含層がある可能性が高い。

・第3層下面（図版6）

第3層と第4層は基本層序でも述べたように、類似した土層で、層境は非常に不明瞭であった。概ね畠の歴が第3層に相当するとして掘削し、平面的に遺構検出を行ったが、遺構は検出できなかった。第3層及び第3層上面からは遺物の出土は少なく、肥前磁器碗、陶器の他、土師器、瓦器の細片がわずかに出土した。

調査は第3層を掘削して終了している。

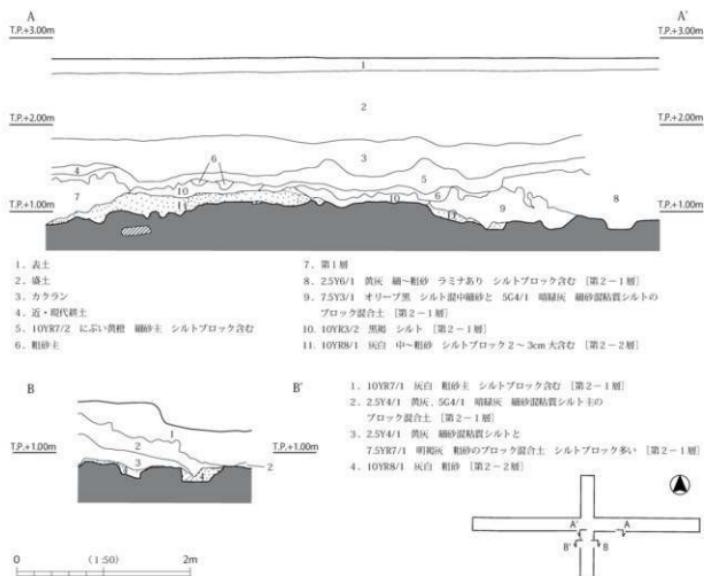


図8 1高まり・畠溝 断面図



・出土遺物（図9・図版7・8）

今回の調査では近世陶磁器類、瓦器、瓦質土器、須恵器、土師器、黒色土器、弥生土器、丸・平瓦、木製品、桃核などが出土している。遺物は細片が多く時期の詳細が不明なものも多い。しかし、西側の盛土や1高まりからは近世の陶磁器に混じって中世の遺物も比較的多く出土しており、周辺の状況を考えるうえで重要な成果となった。ここでは、混入遺物と考えられる中世の遺物等もまとめて扱うこととする。なお、抽出した遺物は図版7・8に掲載し、通し番号を付した。そのうち、図9に1・2・5・6・8・10～12・15・17・18・20～22・24～26・28～36を図化して示した。図9に付した遺物番号は図版の番号に一致している。また、図版掲載遺物以外に40を図化した。

1～5は磁器である。1は機械掘削中、2は第1層、3は1高まり、4・5は第2～1層から出土した。1・2は肥前染付碗である。1は見込みは蛇の目に釉はぎ、外面には染付を施すが、付着物があり文様の詳細は不明である。2は外青磁染付碗である。内面は口縁部下に四方禪文を施す。3は染付碗で1・2に比して胎土は緻密で器壁が薄い。ピンホールが認められる。4は白磁碗である。外面は型押しで蓮弁を表す。1・2は18世紀後半、3・4も同様の時期と考えられる。5は白磁皿。中国産か。

6～11は陶器である。6・11は第2～1層、7～9は1高まりから、10は側溝から出土した。6・7は瀬戸・美濃。6は端反皿の口縁部である。7は底部片である。外面には回転糸切痕がみられ、脚が一力所残る。香炉の底部か、8は碗底部片である。产地は不明。高台内も施釉する。10は関西系陶器の土瓶底部片である。鉄釉を施す。底部は露胎で、小さく丸い脚を貼りつける。9・11は焼き締め陶器で9は壺すり鉢。11は備前壺底部である。底部外面は未調整で圧痕が残る。8～10は18世紀後半～19世紀の時期が与えられる。6・7・11はこれより古く、中世に遡るものであろう。

1高まりから出土した8・9の遺物より第3層は18世紀後半を廻らず、1～4・8～10の遺物より、第1層～第3層は18世紀後半以降、近世の時期が与えられる。

以下は下層の混入遺物と考えられる。弥生時代後期～中世と時期幅のある遺物が出土している。特に中世の遺物が多い。

16～23・40は土師器皿片である。18・21は第1層、16・20・23・40は第2～1層、17・19は第2～1・2層（砂層）、22は第3層上面から出土した。16・17は端部を内側に折り曲げ、玉縁状を呈する。胎土は精緻である。18は口縁部はヨコナデ、底部から口縁部が直線的に立ち上がる。20は内底面端が縫線上に窪むものと考えられる。19・23・40は口縁部はヨコナデ、丸みをもった浅い器形に復元できる。20・21は口縁部を強くヨコナデし、体部との境は明瞭である。8～23・40は中世の所産。16・17は平安時代。

24は黒色土器A類の椀底部片。第2～1層から出土した。高台は断面三角形を呈する。平安時代。

25～33は瓦器碗である。25～28・30・32・33は第2～1層から、29は1高まり、31は第3層上面で出土している。25・26・28は口縁部である。28は体部外面にヘラケズリを施す。内面は密なヘラミガキを施す。27は体部から底部にかけての破片で、高台は剥離している。器壁が厚く、外面は横方向に密にヘラミガキを施し、高台脇に及ぶ。樟葉型。29～33は底部片である。29・31・32は見込みに暗文を施す。高台は30は断面半円形、32は断面四角形、33は断面三角形状を呈する。27・28は古い特徴を有し11世紀末～12世紀初頭、30は高台が退化しており13世紀と時期幅を有する。

12・13は土師質土器の羽釜である。12は側溝から、13は歓溝から出土した。12は口縁端部に面を有する。13は鈎に煤が付着する。14は土師器甕の体部片である。第2～1層から出土した。外面に



図9 出土遺物

は縦方向の粗いハケメ、下部は斜め方向にハケメを施す。15は瓦質土器鉢の口縁部である。第2-1層から出土した。内面に粘土を付加し、厚みをもたせる。端部は面を有する。

34・35は須恵器である。第2-1層から出土した。34はこね鉢である。12世紀末～13世紀初頭。35は杯身である。高台を有し、断面四角形の短い脚をハの字状に貼りつける。9世紀頃と考えられる。

36は弥生土器甕の口縁部である。第2-1層から出土した。器壁は摩滅が著しい。後期。

37～39は木製品である。37は第2-1層、38は第2-1・2層(砂層)、39は側溝から出土した。37は 1.3×0.9 cmの断面四角形を呈し、長さは9.2 cmを測る。38は板材で孔を穿つものである。残存で約 3.6×5.4 cmの板状を呈し、厚さ約0.9 cmを測る。孔径は約0.6 cmを測る。39は箸である。途中折れ曲がっているが、完形に復元でき、長さは約17.5 cmを測る。



第4章　まとめ

今回の調査では近世以降、耕作地として利用されていることが明らかとなった。18世紀後半以降、畠として利用されていたが、洪水を契機として島畠が造成されたことが分かった。第1層の状況からは低い部分は水田あるいは蓮根畠であったと考えられる。島畠は作土が遺存しておらず、栽培していたものは不明である。河内地域を代表する特産品には「河内木綿」があり、綿花などがその候補となろう。第3層の畠の歴をみても標高はT.P. + 1 mと低く、低地であったことが分かる。島畠への転換は低地部という環境の中、多発する水害を克服し、さらには綿花や菜種など商品作物の需要という社会情勢にも合致したものであったと考えられる。

今回の調査ではT.P. + 0.8 m付近までの堆積状況を確認したが、近世を遡る層は確認できなかった。しかし、西側の盛土内に遺物包含層と考えられるブロック土が含まれている点や、遺物が細片ながら西側でより多く出土する点、あまり摩滅していない点、この盛土が西側から埋められていると考えられることから、調査区の西側に中世の集落が存在する可能性が指摘できた。また、調査区の北側約230 mの地点で実施された既往の調査では、T.P. + 0.6 m付近で中世の砂層及び暗灰色粘土層が、T.P. + 0 m付近で中世の砂層が堆積し、層内から多くの土器が出土している。今回の松下幸之助歴史館新築工事予定地内でのボーリング調査では北西側でT.P. + 0.1 m、南東側でT.P. - 0.9 m付近以下で厚い砂層が確認されており、既往の調査の砂層につながる可能性も考えられる。下層の確認はできていないが、西側が東側に比べて砂層の天端が高いことは示唆的である。調査地の西側が微高地となっている可能性が高く、調査区内は後背湿地といった様相であったと考えられる。

明治前期頃の集落の立地をみると、西三莊遺跡の東側に北東から南西方向に帯状に分布している(図10)。集落は旧河川の形成した自然堤防上に位置していると考えられ、遺跡の分布ともよく一致している(図4)。詳細は今後の周辺の調査によるところが大きいが、当調査区の西側にも自然堤防が形成されている可能性が指摘でき、旧河川の変遷、地形の形成過程の復元が遺跡を理解する上で大きな課題といえる。

西三莊遺跡の調査例は少なく、未だその性格は不明な点が多い。今回の調査では近世を遡る堆積層に達しなかったものの、中世の集落が近辺に立地する可能性を補強できた成果は大きい。また、少量ではあるが、古代の遺物が出土したことでも重要で、今後の周辺の調査に期待される。

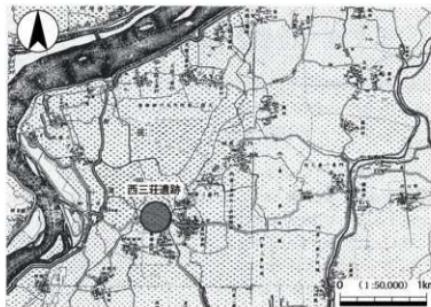


図10 明治前期の西三莊遺跡周辺

(財) 国法人 大阪府文化財調査研究センター 1997年『三ツ島遺跡 一般国道1号バイパス(大阪北道路)建設に伴う門真市三ツ島地区埋蔵文化財確認調査報告書』所収 第4図の一部を転載、加筆した)

写 真 図 版





1. 調査地から東を望む



2. 第3層上面 (西から)



図版
2

遺構
(2)



1. 北トレンチ
東西トレンチ中央付近
第3層上面 (南から)



2. 西トレンチ
第3層上面 (北から)



3. 南トレンチ
第3層上面 (北から)



図版
3
遺構
(3)



1. 島の畠溝 (南西から)



2. 1高まり除去後 (北東から)
4. 1高まり 断面 (南東から)



3. 1高まり内 出土遺物
5. 島の畠溝 断面 (北から)



図版
4

遺構
(4)



1. 東トレンチ
北壁断面 (南東から)



2. 西トレンチ
北壁断面 (南西から)



3. 西トレンチ
北壁西端断面 (南から)



図版5
遺構(5)



1. 北トレンチ
東壁断面 (北西から)



2. 南トレンチ
北半断面 (北西から)



3. 南トレンチ
南半断面 (北西から)



図版6
遺構(6)



1. 北トレンチ
第3層下面 (南から)

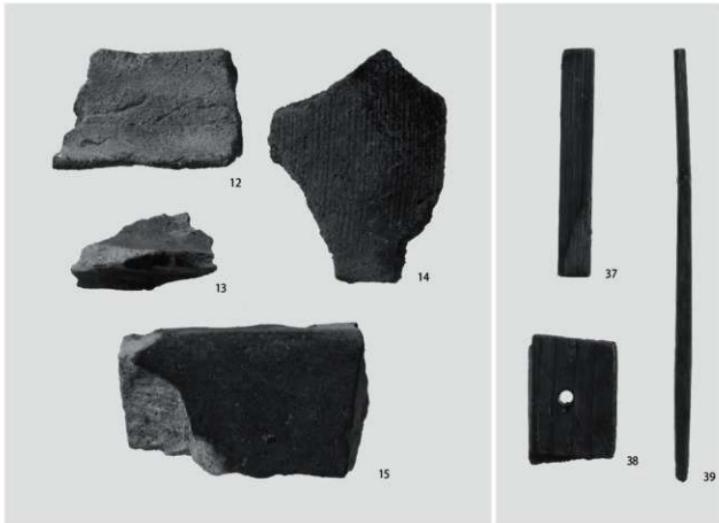
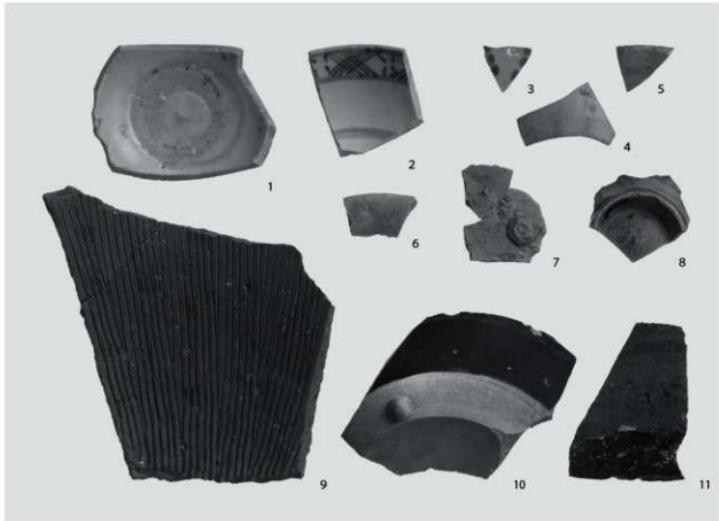


2. 西トレンチ
第3層下面 (北西から)



3. 南トレンチ北側
第3層下面 (西から)

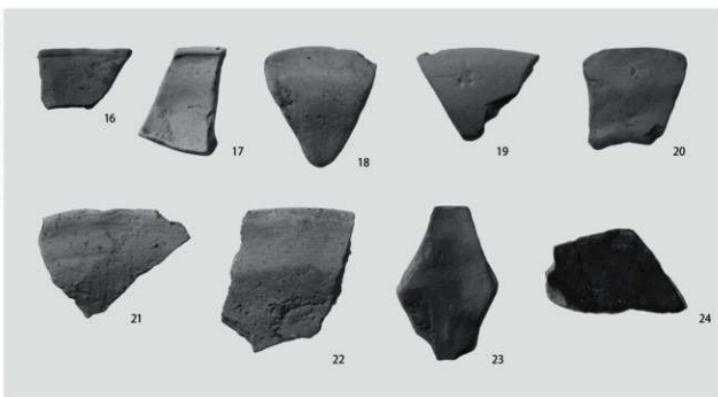
圖版7
出土遺物(一)



図版
8

出土遺物

(2)



報 告 書 抄 錄



門真市埋蔵文化財発掘調査報告書 第10集
公益財団法人大阪府文化財センター調査報告書 第272集

西三莊遺跡

松下幸之助 歴史館新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

発行年月日 / 2016 年11月30日

編集・発行

門真市教育委員会

大阪府門真市中町1番1号

公益財団法人 大阪府文化財センター

大阪府堺市南区竹城台3丁21番4号

印刷・製本 ／ アインズ株式会社

大阪府大阪市中央区久太郎町2-5-31

